

令和8年度中央公園内の敷地（ファミリープール前）におけるキッチンカー事業者募集要項

1 目的

管理施設等の有効活用を通じて、近隣施設を含めた回遊性のある賑わいの創出を図るため、本要項により、事業者の募集を行う。

2 事業の位置づけ

メリットや課題を検証・把握するための試験導入として、期間を限定して実施する。

3 場所

中央公園内のファミリープール入口前（別添「設置場所写真」のとおり）

4 実施日、時間帯等

(1) 実施日

令和8年4月1日（水）～（別添「出店料カレンダー」のとおり）

※ 令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月）のファミリープール開園期間中は実施しない。

※ その他、実施しない日及び出店者が決定した日は出店料カレンダーに「募集終了」と記載している。

(2) 実施時間

午前9時～午後5時

※ 開始時間は、キッチンカーの中央公園内の敷地（ファミリープール前）への乗り入れ可能時間とする。営業開始の準備はそれ以降に行うこと。

※ イベント状況により、終了時間を延長することがある。

(3) 料金

出店料：1日当たり 5,000円前後（別添「出店料カレンダー」のとおり）

(4) 許可用途及び制限

事業者の営業許可証の範囲内の飲食物の販売

ただし、飲み物についてはペットボトル及び缶での販売は不可とする。

また、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したものは不可とする。

その他、当協会が販売禁止と判断したものは不可とする。

(5) 実施形態（業態）

キッチンカー（フードトラック）とする。

5 事業者を求める要件

(1) 広島市にて、営業を許可する公的機関の発行する有効な営業許可証を受けていること。

(2) 食品衛生責任者を配置すること。

(3) 食品賠償保険等に加入していること。

- (4) 地方自治法施行令第167条第4の1項各号に該当しないこと。
- (5) 民事再生法に基づく再生手続きの申し立てをしていないこと。(再生手続の開始の決定を受けた者を除く。)
- (6) 会社更生法に基づく更生手続きの申し立てをしていないこと。(更生手続の開始の決定を受けた者を除く。)
- (7) 広島市暴力団排除条例第2条に掲げる暴力団が経営又は運営(実質的な経営又は運営を含む。)するものではないこと及び同条に掲げる暴力団員等が直接・間接を問わず経営又は運営に関与していないこと。
- (8) 申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けていないこと。
- (9) 懲役または拘禁刑の刑に処せられ、その執行を終わっていない者でないこと。
- (10) 拘禁刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留または起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者でないこと。
- (11) 本募集要項の遵守事項等を十分に確認し、これに同意すること。

6 出店の申込み

申込みは、出店したい日の属する月の前月の最初の平日から、出店日の7日前(出店日が土日の場合は、7日前の金曜日)まで申込みを受付けるものとする。ただし、出店日の7日前までに出店が決定した日は除く。

受付日時は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

出店希望者は、下記の(1)申込書類等に記載された書類を提出すること。

申込みは、1か月分をまとめて申し込めるものとして複数候補日の申込みを認めるが、出店は原則として月1回とする。

(1) 申込書類等

- 出店申込書(別紙1)
- 営業許可証一式(写し)
- 食品衛生責任者証(写し)
- 食品賠償保険等証明書(写し)
- 自動車検査証及び自動車検査証記録事項(写し)
- 販売メニュー品目一覧及び商品写真画像
- キッチンカー写真画像
- 誓約書(別紙2)

(2) 出店者の決定

ア 当該月分の受付初日から3日間(土日祝を除く平日のみの日数)の申込みは、「※受付初日から3日間(土日祝を除く平日のみの日数)の申込み及び同着の申込みの出店日の決定・抽選方法」により決定する。

受付初日から3日間(土日祝を除く平日のみの日数)を経過した後は、原則として先着順で決定とするが、同着(同時に到着した郵送での申込みや受付時間外に届いた郵送、FAX及びEメールでの申込み(翌受付開始時間に受付する。))は同着とする。)での申込みの場合は、「※

受付初日から3日間（土日祝を除く平日のみの日数）の申込み及び同着の申込みの出店日の決定・抽選方法」により決定する。

イ 出店の機会均等や品目の多様性確保等のため、同一事業者による出店は原則として月1回までとする。ただし、他の出店希望者がいない場合を除く。

ウ 申込み書類等により、前述の5「事業者を求める要件」すべてに該当していることの確認ができた場合において、出店が決定した事業者に出店許可の通知を行い、同時に出店料の納付のための、請求書を発行する。

また、決定の通知は、受付当初の申込については10日頃までに、以降の申込はその都度行う。

エ 結果に対する異議申し立てをすることはできない。

※受付初日から3日間（土日祝を除く平日のみの日数）の申込み及び同着の申込みの出店日の決定・抽選方法

1 第一希望日について

① 事業者は申込書に、第一希望日及び区画の希望とその他の出店希望日等（複数選択可能）を記載する。

② 同一日、同一区画を第一希望とする者が1者のみの場合は、当該者に決定する。

③ 同一日、同一区画を第一希望とする者が2者以上ある場合は、抽選を行う。この抽選は、月の最初の方から順に行う。抽選はエクセル表を利用した電子抽選とする。

なお、同一日で区画の希望についてどちらでもよいとした場合、一方の区画においては申込みがあるが、もう一方の区画に申込みがなかった場合、申込みのなかった区画で当該者に決定する。

同一日で両区画ともに申込みが複数ある場合でどちらでもよいとした場合は、どちらの区画でも抽選に加えることとし、A区画から抽選を行い、A区画の決定事業者にならなかった場合は、B区画においてもどちらでもよいとした事業者を加えて抽選する。

2 その他の希望日について

① 上記1により事業者が決まらない日がある場合は、実施日ごとに希望者の数（既に出店日が決定した者を除く。）により、②・③の方法に準じて決定する。

② 上記①により事業者が決まらない日がある場合は、既に出店日が決定した者を含めた実施日ごとの希望者の数により、②・③の方法に準じて決定する。

7 出店料の支払方法

出店料は、前払いとし、決定通知に同封する請求書にある金額を出店日の3営業日前までに振り込むものとする。

8 決定の取り消し

- (1) 当協会は、事業者が関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合及び公序良俗に反する行為を行った場合などは、出店の決定を取り消すことができるものとする。
- (2) 当協会は、事業者が本募集要項を遵守できていない場合又は不相当と判断した場合は、事業者と協議を行い、改善が認められない場合は出店を停止させ、決定を取り消すことができる。

9 出店内容の変更及び出店のキャンセル

- (1) 事業者の都合による出店内容の変更及びキャンセルをする場合は、出店日の3営業日前までに当協会へ報告するものとする。なお、キャンセルによる返金に係る振込手数料は事業者負担とする。
- (2) 前項の報告なく出店を取りやめた場合、事業者は1日当たり同日の出店料と同額のキャンセル料を当協会に支払わなければならない。すでに出店料を支払っている場合は、出店料をキャンセル料に充てることとする。
- (3) 出店を無断キャンセルした場合、以後の出店を認めない場合がある。

10 個人情報の取扱い等

当協会は、出店希望者及び事業者から得た個人情報について責任をもって管理し、出店希望者及び事業者の同意なしに第三者へ開示しないこととする。

事業者は、他の事業者等の商品、肖像及び来客者の肖像の無断撮影、並びに撮影物を複製またはインターネット上に無断アップロードするなどの行為をしてはならない。

11 遵守事項

- (1) 搬入・搬出は事業者各自の責任において行うこと。
- (2) 食品衛生責任者の修了証またはそれに準ずるもの及び営業許可証を、商品受け渡し場所等、よく見える場所に掲示すること。
- (3) 出店する全てのメニュー、アレルギー物質表示（義務、推奨21品目）及び価格を分かりやすく掲示し、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとししないこと。
- (4) 電力、調理用水、その他販売に関わるものは、事業者各自で用意すること。
- (5) 調理等に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。
- (6) 事業者自身でゴミ箱を設置し、飲食物等の提供に伴うゴミを回収・処分するとともに調理等で発生したゴミや排水と共に持ち帰り処分すること。
- (7) 営業終了後は、事業者は自己の備品等すべて持ち帰り、敷地内に備品を放置しないこと。
- (8) 原則として、使用エリア内に利用者の飲食用の机、椅子を設置しないこと。
- (9) 通路等で客引き、宣伝を行わないこと。ただし、使用エリア内における声掛け、チラシ配付、強風等で転倒・飛散しないよう設置した看板の設置は認める。
- (10) 騒音等の迷惑行為は行わないこと。
- (11) 出店に係る全ての事故や苦情は、事業者の責任とし、迅速に対応すること。

- (12) 出店備品やキッチンカー等の破損、紛失等について、当協会は一切責任を負わず、事業者自身の責任によって対応すること。
- (13) 事業者が保健所による立会検査等により改善指導を受けた場合、直ちに当協会へ報告すること。
- (14) 出店期間中に営業許可証の更新、食品衛生責任者の更新及び食品賠償保険等の更新など出店申込み書類等に変更が生じた場合、事業者は直ちに当協会へ新たな各種資料（写し）を提出すること。
- (15) 貸付場所の現状を変更しないこと。
- (16) 事業者は、販促・広報活動を行う際、当協会の名称（ロゴ等含む。）を無断で使用してはならない。ただし、事前に当協会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (17) 出店する権利を第三者に譲渡又は転借しないこと。
- (18) 出店に関する各種関係諸法令違反等、当協会の信用を害する行為を行わないこと。
- (19) 当協会及び当協会が指定する者が、出店当日の状況を当協会の広報を目的として、出店当日に販売された商品、事業者の肖像を含む出店風景を写真または映像で撮影し、協会ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、パンフレット等の印刷物に期間及び場所を限定せず利用し、かつ事業者に対する対価の支払を要しないことに同意し、著作権、著作者人格権、肖像権その他の権利を行使しないこと。
- (20) 当協会の職員の指示がある場合はそれに従うこと。

12 本要項の変更

当協会は、自らが必要と認めたときに、出店希望者及び事業者の一般の利益に適合する場合または本要項の範囲内で変更の必要性、変更後の内容の相当性に照らして合理的な内容に限り、いつでも本要項を変更することができる。この場合、当協会の変更後の本要項の内容及び変更の時期を当協会のホームページ上で通知し、当該変更内容の通知後、出店申込み、事業者がキッチンカー等の出店を行った場合には、本要項の変更に同意したものとみなす。